

決議案第 1 号

東久留米市長 野崎重弥君に対する問責決議

会議規則第13条の規定により、別紙のとおり決議案を提出する。

平成 20年 2月 20日

(提出者) 東久留米市議会議員

篠原重信 

(賛成者)

〃

馬場一彦 

〃

白石玲子 

東久留米市議会
議長 小山 價一 殿

東久留米市長野崎重弥君に対する問責決議

イオン誘致に関わる「南沢地区地区計画策定業務報告書」の一部を東久留米市が隠ぺいして市議会に提出していたことが昨年10月に明らかになった。マスコミの報道によって事件を知った市民からは大きな驚きと怒りの声が上がっている。

公文書の隠ぺいは市議会との信頼関係を裏切る行為であるだけでなく、何よりも市民の市政に対する信頼を大きく失わせしめる行為であり、絶対に許されない。

さらに重大なのは、隠ぺいを指示したのが全職員の規範となるべき副市長であったことである。多くの市民からもなぜ、副市長の責にある人が「あんなことを指示したのか」と疑問の声が上がっている。

副市長は隠ぺいの動機について、報告書をそのまま市議会に提出すれば「市議会が混乱すると思ったから」と語っている。この発言は、市が進めている南沢五丁目のイオン誘致計画が市の都市計画マスタープランにそぐわないことを事実上認めている。

そもそも、南沢五丁目の旧第一勧業銀行グラウンド跡地への大型ショッピングセンターイオンの誘致は、野崎重弥市長が地域住民にも、市内の商工業者にも全く諮らずに地権者、出店事業者との間で一方的に合意した計画である。

まちづくりは、住民が主人公であり住民を抜きにして行政の計画を一方的に押し付けるやり方は重大な誤りである。市長のこのような商工業者、関係住民を無視したやり方が、今回の事件を起こした根本原因である。

しかるに、東久留米市長野崎重弥君は、今回の事件が起こった後においても計画を全く見直さず、現計画の推進を公言し、住民や商工業者と真摯に向き合って話し合い理解を得る姿勢に全く欠けている。

このことは、事件を起こした副市長をはじめ職員に対する管理・監督責任だけでなく市長自ら事件の原因を解決する姿勢に欠けるもので極めて重大である。

よって、東久留米市議会は、東久留米市長野崎重弥君の責任を厳しく問うものである。

以上、決議する。

平成20年 2月20日

東久留米市議会